

出演・演奏業務の委託に関する契約書

受注する側の法人名または個人名（以下「甲」という。）と、発注する側の法人名または個人名（以下「乙」という。）とは、以下の各条項を内容として契約（以下、「本契約」という。）を締結した。

第1条（契約の目的）

乙は、甲に対して、以下のとおり、甲が主催する出演・演奏業務（以下、「業務」という。）の提供を受ける。以下に記載のない委託業務の詳細については、甲と乙の間で別途協議し決定するものとする。

出演・演奏日	年 月 日 ~ 年 月 日
出演・演奏場所	_____
出演・演奏時間	時 分 ~ 時 分
出演・演奏場所到着時刻	時 分
予定拘束時間	時間 分
出演・演奏の内容	_____
業務委託料	金 _____ 円（税込）
交通費の負担者（どちらかを丸印で囲むものとする。）	甲負担 / 乙負担
支払期限	年 月 日

- 乙は、前項甲の業務委託料及び交通費（「乙負担」の場合に限る。）を、前項記載の支払期限までに、甲が発行する請求書に基づき、甲が指定する金融機関（甲が指定しない場合は、甲の口座）に振り込みするものとする。
- 甲は、委託業務の提供に際して必要となる業務委託料の提供を怠る等の行為により、甲に損害が生じた場合は、甲は乙に対して損害賠償を請求するものとする。
- 甲の責に帰する事由により、甲が業務委託料の提供を怠る等の行為により、甲に損害が生じた場合は、甲は乙に対して損害賠償を請求するものとする。

第2条（成果物の権利関係）

- 予め想定されていたか否かを問わず、甲が委託業務を行う中で音源等の成果物が発生した場合には、甲は乙の指示に沿って乙に引渡す。
- 成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、予め甲乙間で特段の合意がない限り、成果物の引き渡しと同時に甲から乙に移転する。また、甲は、成果物その他委託業務の過程で作成された著作物について、著作権人権を乙に対して一切行使しない。

第3条（委託業務の提供中止の取扱い）

第1条第1項の規定に基づき締結された個別契約が乙の責めに帰すべき事由により解約された場合には、甲は乙に対して、以下の基準に基づくキャンセル料の支払いを求めることができる。なお、乙から甲へのキャンセル料の支払義務は、乙の依頼者から乙に所定のキャンセル料全額が支払われた後に生じるものとする。

委託業務提供開始前32日前以前の解約	第1条第1項規定の業務委託料（税込）の25%
委託業務提供開始前16日前以前の解約	第1条第1項規定の業務委託料（税込）の50%
委託業務提供開始前8日前以前の解約	第1条第1項規定の業務委託料（税込）の75%
委託業務提供開始当日の解約	第1条第1項規定の業務委託料（税込）の100%

第4条（契約の解除）

- 甲及び乙は、相手方に①強制執行、税金滞納処分を受けた時、又は破産、民事再生、会社更生、解散（但し、合併による場合を除く）、清算、差押、仮差押、もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、②銀行取引停止処分があったとき、③主務官庁より営業許可の取り消し、営業停止、その他行政処分を受けたときは即時に、④本契約の条項に違反があったときは2週間前までの事前通知をもって本契約を解除することができる。
- 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は相手方が暴力団等いわゆる反社会的勢力と関係有ることが明らかになった場合には、直ちに本契約を解除することができ、また相手方は解除と同時に一切の期限の利益及び損害賠償請求権を失うものとする。

第5条（損害賠償）

甲は、別段の定めがある他、本契約に関連して乙に損害を与えた場合には、乙の損失利益及び機会損失ならびに間接的、精神的、派生的損害その他一切の損害を賠償するものとする。甲が乙に損害を与えた場合、甲が乙に損害を与えたことにより乙が第三者から損害賠償請求を受ける場合、甲は乙に代りて第三者からの損害賠償請求を受けるものとする。本契約の義務を履行しないことにより乙に損害を与えた場合は、乙は甲に対して損害賠償を請求するものとする。

第6条（著作権譲渡及び第三者委託の原則禁止）

- 甲は、乙の書面による承諾なしに、本契約に基づく債権を第三者に譲渡してはならない。
- 甲は、乙の事前の承諾なしに、委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。
- 甲は、乙の書面による承諾なしに、本契約に基づき甲が乙から受けた業務委託料（以下、「業務委託料」という。）を、甲が乙から受けた業務委託料を基に外部に譲渡又は本契約の目的以外に利用してはならない。但し、相手方が提供又は開示がなされた業務委託料が、又は自己において既に知得していたもの、②相手方から提供又は開示がなされた後、自己の責に帰せざる事由により去知となったもの、③提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、④秘密情報によることなく単独で開発したもの、⑤相手方から秘密保持の必要な書面で確認されたものは本条が適用される秘密情報から除外する。
- 甲及び乙は、法令に基づく強制力を伴う請求もしくは行政府又は司法府による強制力を伴う命令等があった場合には、前項の定めにかかわらず必要な範囲で秘密情報を開示することができる。但し、開示した場合には直ちに相手方にその旨通知しなければならない。
- 甲及び乙は、本契約が終了した場合に相手方から請求があった場合には、直ちに本条第1項に定める秘密情報が記載又は包含された書面その他の記録媒体（複製物を含む）を返還又は廃棄する義務を負う。

第8条（個人情報取扱い）

甲及び乙は、本契約に基づき相手方から提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項により定義される個人情報をいう。）は関係法令に従い適法・適正に管理しなければならない。また、相手方から漏洩防止等を目的に管理方法の是正を求められた場合には、直ちにこれに対応しなければならない。

第10条（管轄裁判所）

本契約に関連して紛争が生じた場合には、甲所在地管轄の地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（特約条項）

本契約締結に際して、前条までの内容と異なる合意がある場合は下記の通りとし、下記の内容が優先されるものとする。

以上

年 月 日

甲)

乙)

Sample Sample Sample

Sample Sample Sample